特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
27	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
②事務の概要	船橋市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成9年船橋市条例第5号）に基づき、ひとり親家庭等に対する医療費助成事務を行っている。 【概要】 認定請求者（受給資格者）から提出される認定請求書、医療費助成申請書、受給資格変更等届等の各種届に基づき、受給資格の認定及び受給資格の変更、受給資格の喪失、ひとり親家庭等医療費助成受給券の交付及び医療費助成を実施している。 【事務処理】 ①認定請求 　認定申請書に基づき、同条例に定められた要件に該当するかの審査を行い、受給資格の認定を行う。 ②変更届 　住所、被保険者等情報、対象児童の増減等、受給資格の変更及び受給資格の消滅に関する届出を受付、受給資格を変更する。 ③更新届 　受給資格更新申請書に基づき、受給資格の更新を行う。 ④医療費助成請求 　医療費助成申請書に基づき、医療費の助成金額を確定し、医療費の一部を助成する。 ⑤各種届出に対する通知書送付 　①、③、④に伴う各処分の通知書送付を行う。 ⑥住民異動に伴う案内送付 　受給者、対象児童等の転居等の住民異動に基づき、別居監護関係、変更届、消滅等の提出案内の送付を行う。 ⑦返還金請求及び督促、催告 　資格消滅（遡りの消滅等）により返還金が発生した者に返還金請求、督促、催告等の債権管理を行う。 ⑧ひとり親家庭等医療費助成受給券交付 　ひとり親家庭等医療費助成を受給している者にひとり親家庭等医療費助成受給券を発行する。紛失した場合は、再交付申請書に基づき、再交付を行う。
③システムの名称	ひとり親家庭等医療費助成システム（児童総合福祉システム）、宛名システム（児童総合福祉システム）、番号管理連携システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
ひとり親家庭等医療費助成情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号。以下「船橋市番号利用条例」という。）第3条第1項及び別表その1の7の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） ・番号法第19条第9号 ・船橋市番号利用条例第3条第1項及び別表その1の7の項 （船橋市が提供する根拠） なし（ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号　047-436-2062

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号　047-436-3316

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等（USB メモリを含む。）の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［ ○ ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員はユーザIDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを確認している。 アクセス権限の発行・失効の管理についても、所属による権限発行を主にしており、課・係に最低限必要なもののみを発行し、異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和4年3月31日	表紙 評価書名	母子家庭、父子家庭等医療費助成に関する事務　基礎項目評価書	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務　基礎項目評価書	事後	
令和4年3月31日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	船橋市は、母子家庭、父子家庭等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	船橋市は、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和4年3月31日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	母子家庭、父子家庭等医療費助成に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。	事後	
令和4年3月31日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	母子家庭、父子家庭等医療費助成に関する事務	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	船橋市母子家庭、父子家庭等医療費の助成に関する条例（平成9年船橋市条例第5号）に基づき、ひとり親家庭等に対する医療費助成事務を行っている。 【概要】 認定請求者（受給資格者）から提出される認定請求書、医療費助成申請書、受給資格変更等届等の各種届に基づき、受給資格の認定及び受給資格の変更、受給資格の喪失、母子家庭父子家庭等医療費助成受給者証の交付及び医療費助成を実施している。	船橋市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成9年船橋市条例第5号）に基づき、ひとり親家庭等に対する医療費助成事務を行っている。 【概要】 認定請求者（受給資格者）から提出される認定請求書、医療費助成申請書、受給資格変更等届等の各種届に基づき、受給資格の認定及び受給資格の変更、受給資格の喪失、ひとり親家庭等医療費助成受給券の交付及び医療費助成を実施している。	事後	
令和4年3月31日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 上欄の続き	【事務処理】 ①認定請求 　認定申請書に基づき、同条例に定められた要件に該当するかの審査を行い、受給資格の認定を行う。 ②変更届 　住所、保険証、対象児童の増減等、受給資格の変更及び受給資格の消滅に関する届出を受付、受給資格を変更する。 ③更新届 　受給資格更新申請書に基づき、受給資格の更新を行う。 ④医療費助成請求 　医療費助成申請書に基づき、医療費の助成金額を確定し、医療費の一部を助成する。 ⑤各種届出に対する通知書送付 　①、③、④に伴う各処分の通知書送付を行う。 ⑥住民異動に伴う案内送付 　受給者、対象児童等の転居等の住民異動に基づき、別居監護関係、変更届、消滅等の提出案内の送付を行う。 ⑦返還金請求及び督促、催告 　資格消滅（遡りの消滅等）により返還金が発生した者に返還金請求、督促、催告等の債権管理を行う。 ⑧母子家庭父子家庭等医療費助成受給者証交付 　母子家庭、父子家庭等医療費助成を受給している者に母子家庭父子家庭等医療費助成受給者証を発行する。紛失した場合は、再交付申請書に基づき、再交付を行う。	【事務処理】 ①認定請求 　認定申請書に基づき、同条例に定められた要件に該当するかの審査を行い、受給資格の認定を行う。 ②変更届 　住所、保険証、対象児童の増減等、受給資格の変更及び受給資格の消滅に関する届出を受付、受給資格を変更する。 ③更新届 　受給資格更新申請書に基づき、受給資格の更新を行う。 ④医療費助成請求 　医療費助成申請書に基づき、医療費の助成金額を確定し、医療費の一部を助成する。 ⑤各種届出に対する通知書送付 　①、③、④に伴う各処分の通知書送付を行う。 ⑥住民異動に伴う案内送付 　受給者、対象児童等の転居等の住民異動に基づき、別居監護関係、変更届、消滅等の提出案内の送付を行う。 ⑦返還金請求及び督促、催告 　資格消滅（遡りの消滅等）により返還金が発生した者に返還金請求、督促、催告等の債権管理を行う。 ⑧ひとり親家庭等医療費助成受給券交付 　ひとり親家庭等医療費助成を受給している者にひとり親家庭等医療費助成受給券を発行する。紛失した場合は、再交付申請書に基づき、再交付を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子家庭父子家庭等医療費助成システム（児童総合福祉システム）、宛名システム（児童総合福祉システム）、番号管理連携システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー	ひとり親家庭等医療費助成システム（児童総合福祉システム）、宛名システム（児童総合福祉システム）、番号管理連携システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー	事後	
令和4年3月31日	Ⅰ　関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	母子家庭父子家庭等医療費助成情報ファイル	ひとり親家庭等医療費助成情報ファイル	事後	
令和4年3月31日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） ・番号法第19条第8号 ・船橋市番号利用条例第3条第1項及び別表その1の7の項 （船橋市が提供する根拠） なし（母子家庭、父子家庭等医療費助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。）	（船橋市が照会する根拠） ・番号法第19条第9号 ・船橋市番号利用条例第3条第1項及び別表その1の7の項 （船橋市が提供する根拠） なし（ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。）	事後	
令和5年3月29日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	事後	
令和6年3月29日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課	事後	
令和6年3月29日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号　047-436-3316	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号　047-436-3316	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（略） ②変更届 　住所、保険証、対象児童の増減等、受給資格の変更及び受給資格の消滅に関する届出を受付、受給資格を変更する。 （略）	（略） ②変更届 　住所、被保険者等情報、対象児童の増減等、受給資格の変更及び受給資格の消滅に関する届出を受付、受給資格を変更する。 （略）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅳ　リスク対策 ８．人手を介在させる作業	－	様式変更に伴い追記	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ　リスク対策 １１．最も優先度が高いと考えられる対策	－	様式変更に伴い追記	事後	